

## 同意事項(百十四ディーシーカード)

### 個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意

1. 私および連帯保証人(予定者を含む。以下同じ)は、本約款に基づく保証委託契約(契約の申込みを含む。以下同じ)を含む百十四 DC 社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を百十四 DC 社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
  - (1) 保証委託契約申込時や契約成立後に私および連帯保証人が届け出た、私および連帯保証人の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
  - (2) 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
  - (3) 本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
  - (4) 本約款に関する私および連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私および連帯保証人が申告した私および連帯保証人の資産、負債、収入、支出、百十四 DC 社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
  - (5) 私および連帯保証人が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項
  - (6) 私および連帯保証人または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - (7) 法令等に基づく本人確認書類の記載事項
  - (8) 官報に掲載された情報等、公開されている情報
2. 私は、百十四 DC 社が前第 1 項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行が表面記載のローンの与信判断及び与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私および連帯保証人の個人情報が登録されている場合には、私および連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
4. 私および連帯保証人の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、百十四 DC 社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私および連帯保証人の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
5. 百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、百十四 DC 社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
8. 私および連帯保証人は、百十四 DC 社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

また、百十四 DC 社が本約款に基づく契約を含む百十四 DC 社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

9. 私および連帯保証人は、百十四 DC 社及び百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、百十四 DC 社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
- (1) 百十四 DC 社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の百十四 DC 社お客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細を知ることができます。また、下記 DC ホームページにも知ることができます。
- [百十四 DC ホームページ <http://www.114dc.co.jp/> ]
- (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
10. 私および連帯保証人は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私および連帯保証人の個人情報に関するお問い合わせや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している百十四 DC 社お客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、前第 1 項、第 4 項および本約款末尾の表 A に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用され、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

**[百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]**

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

<http://www.cic.co.jp/>

**[主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]**

株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1神田進興ビル

<http://www.jicc.co.jp/>

**[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]**

なお、各個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、各個人信用情報機関のホームページに記載されております。

**[百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間]**

登録情報	登録期間	
	(株)シー・アイ・シー (CIC)	(株)日本信用情報機構 (JICC)

(1)	本人を特定するための情報	契約情報、取引情報、支払能力判断のための情報のいずれかが登録されている期間	
(2)	本契約に係る申込をした事実	個人情報機関に照会した日から6カ月間	当該申込日から6カ月を超えない期間
(3)	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日から5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間。(ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間)
(4)	本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間。(ただし、延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

**[百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、およびホームページアドレス、加盟企業の概要]**

全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020

〒100-8216東京都千代田区丸の内1-3-1

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

**[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]**

**[百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報]**

上記「百十四 DC 社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち「C 債務の支払を延滞した事実」となります。

**[個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口]**

株式会社 百十四ディーシーカード お客様相談室

〒760-0053 高松市田町11-5セントラル田町ビル7階

TEL087-831-4114(代表)